

中間前払金のご案内

中間前払金とは？

当初の前払金（請負金額の40%以内）を受けた後、請負代金の20%以内の前払金を追加請求できる制度です。

これまで、国土交通省、農林水産省等の国・公団等で行われていましたが、平成11年2月、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部が改正され、地方公共団体においても中間前金払を行えるようになりました。

秦野市では、平成21年6月1日以降に公告する入札から適用することとします。

1. 中間前払金のメリット

①経費・事務の省力化

中間前払金制度は、発注者、受注者双方の経費・事務省力化を目的としています。既済部分払のような出来高検査をせずに、簡単な認定により中間前払金の請求を行うことができます。

②中間前払金に係る保証料は、一律0.065%です。

③払出手続は、極めて簡単です。

中間前払金専用の「預託金払出依頼書」だけ（証明資料は不要）で、払出手続ができます。

中間前払金の支出要件

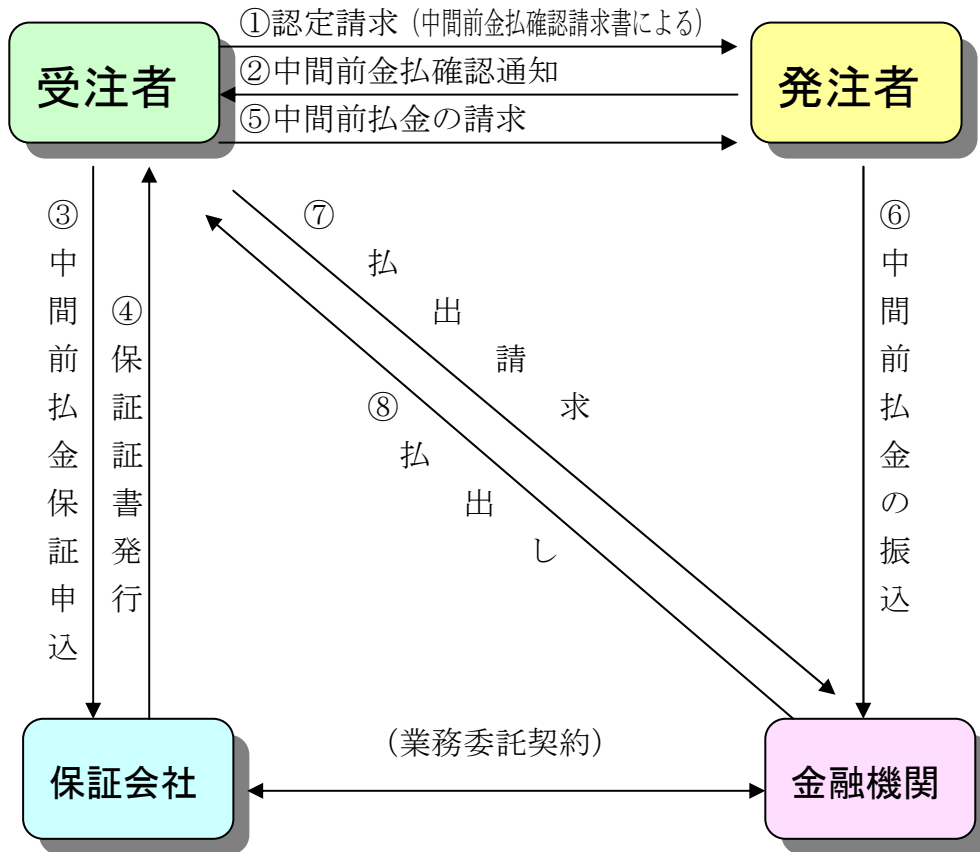
① 工事請負契約時に、受注者が中間前払金を選択していること。

② 工期の2分の1を経過し、工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行なわれ、工事の進捗額が請負金額の2分の1以上に達していること。

※①資金計画書により契約時に「**中間前払い**」か「**部分払い**」かを選択していただきます。

② **中間前金払確認請求書**に必要事項を記入して提出してください。このとき「**出来形図面**」と「**工程表**」に既済部分を朱書きして添付してください。工事の状況を確認して、**中間前金払確認通知書**により通知します。

2. 中間前払金フロー



3. 中間前払金保証とは？

当初の前払金請求手続きと同じく、中間前払金を請求するには、保証会社の中間前払金保証証書が必要となります。

【東日本建設業保証株式会社における手続】

保証申込み手続のご案内

保証申込書類



前払金・契約保証申込書	1部
※前払金用途内訳明細書	1部
中間前払確認通知(写)	1部

保証料



保証料率は一律 0.065%

[計算例] 中間前払金額が 600 万円の場合

中間前払金保証料 = 6,000,000 円 × 0.00065 = **3,900 円**

詳細は、[東日本建設業保証株式会社](#)にお問い合わせください。

☎045-662-8203 FAX0120-027-356